

## 文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第9回）議事概要

開催日及び場所	平成22年2月26日（金） 文部科学省 会計課会議室	
出席委員 (敬称略)	○委員長 金本 良嗣（東京大学 大学院経済学研究科・公共政策大学院 教授）  ○委員 有川 博（日本大学 総合科学研究所 教授） 住田 光生（公認会計士） 松浦 亨（北海道大学病院 准教授） 清水 幹裕（弁護士）	
審議対象期間	平成21年10月1日～平成21年12月31日	
個別審査対象案件	10件	○議事 (1) 平成21年度第3四半期の物品・役務等契約に係る審査 (2) その他
一般競争入札方式	7件	
最低価格方式	3件	
総合評価方式	4件	
指名競争入札方式	0件	
最低価格方式	0件	
総合評価方式	0件	
随意契約方式	3件	
企画競争	2件	
公募	1件	
競争性のない随意契約	0件	
不落随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	特に問題なく処理されている。	

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1. 平成21年度第3四半期の物品・役務等契約に係る審査について</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式（最低価格落札方式）</u></p> <p>①N a I スペクトロメータの更新（会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者は2者となっているが、提案物品は同じものか。</li> <li>・ 契約金額は適正となっているか。</li> <li>・ 仕様書について、ひな形を毎回書き直しているように見えるが、当該仕様内容で競争性は確保されているのか。</li> </ul> <p>②モニタリングポスト（会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、総務省における「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」の調査対象とされた「汎用性のない物品の調達」として審議案件とされているが、そもそも「汎用性のある物品の調達」でないのか。また、仕様書等において特定の者しか参加できない内容となっているのか。</li> <li>・ 仕様書は外部の者を構成員とする委員会等で作成しているのか。</li> <li>・ 予定価格はどのように設定したのか。</li> </ul> <p>③外国定期刊行物（2010年刊行）の購入（科学技術政策研究所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者の提案物品は、異なっている。</li> <li>・ 予定価格については過去の契約実績や複数の者からの見積を参考に算定しており、適正であると考ええる。</li> <li>・ 複数の業者が応札しているので、競争性は確保されていると考えるが、今後もより多くの者が競争参加できるように仕様に反映していきたい。</li> <li>・ 総務省において「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」があった際、調達名称で判断され調査対象候補として抽出された経緯があり今回の審議案件とした。貴見のとおり本件は、「汎用性のある物品の調達」であって、仕様書も限定されたものではないと考える。</li> <li>・ 会計課の調達部門、事業担当部門の関係者による内部委員会で策定した。</li> <li>・ 過去の契約実績や市場価格調査を基に設定した。</li> </ul>

・何故、落札者と落選者との入札金額に大きな差があるのか。

・予定価格はどのように設定したのか。

・契約金額の支払いは、契約締結後に一括払いとなるのか。

## (2) 一般競争入札方式（総合評価落札方式）

### ④科学技術映像の制作（会計課）

・本事業では毎年同様の映像番組を作成しているのか。また、テーマはどのように設定しているのか。

・業者にテーマを選択させるということは、発注者としての方針や考え方が相手方に伝わらないのではないのか。

・著作権はどちらに属しているのか。

・応札者が選択したテーマが異なれば、技術審査の評価の観点や入札金額の積算の観点が変わってくるのではないのか。

### ⑤平成 21 年度学校教育情報化推進総合プラン「学校における情報モラル等教育の推進事業（指導者養成事業）」（生涯学習政策局）

・総合評価落札方式を実施しているが、入札前に仕様書（案）に対する意見招請を行ったの

・一般競争であることから、入札金額の差は、企業努力であると推測される。

・従前より書籍の取引のある者より参考見積もりを徴収し、より安価な参考見積もりを精査して設定した。

・一定の割合で前払いを行い、最終的に精算払いすることとなる。

・毎年30分程度の番組を作成しているが、テーマについては、以前は業者に自由に提案させていた。最近は文部科学省から2テーマを提示し、業者に選択してもらう形としている。

・科学技術の振興という目的が前提としてあるが、今後、映像の活用の在り方について検討し、契約相手方に明確に説明していきたい。

・文部科学省に属しているが、著作権使用料を徴収する代わりに使用許可を出すことができる。

・2つのテーマそれぞれに共通する評価項目を設定している。また、経費についても、テーマは異なるが同種類の映像の作成であることから、同程度となるものとする。

・本事業は、文部科学省が示す企画内容に合わせて技術提案書を提出してもらうため、事前

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術審査における委員の加点に差が見られるのは何故か。</li> <li>・本事業の内容であれば、他者が応札することが可能ではないかと考えられるが、何故一者応札となったのか。</li> </ul> <p><b>⑥自然放射性物質を含む鉱物等の利用及び管理の状況調査（科学技術・学術政策局）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格はどのように設定したのか。</li> <li>・何故、一者応札となったと考えるか。</li> </ul> <p><b>⑦「海賊版被害等に関するアンケート調査」の回答の集計分析業務（文化庁）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術審査における委員の加点に差が見られるのは何故か。</li> <li>・海賊版被害については多くの場で話題となっているが、本事業の結果をどのように活かしていくのか。</li> </ul>	<p>の意見招請は実施していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員によって、当該団体の組織力や事業の運営能力に対する評価に差が出たものと考えられる。</li> <li>・情報モラル教育の取組には地域差があり、この点を考慮して研修の実施地域を選定するなど情報モラルに知見を有するとともに、教育委員会と連携する必要があるが、これらの点が他者には難しかったのではないかと考える。</li> <li>・技術審査で最も評価の高かった者の参考見積もりを基に設定している。今回は一者の応札であり、落札者の参考見積もりを精査して設定した。</li> <li>・本事業は調査業務が主な内容であり、シンクタンク等の調査会社が応札できるものと予想していたが、放射線物質の関係で特殊な分野の事業であり、この点で、落札者の他に応札する者がいなかったものと考えられる。</li> <li>・アンケートの実施業務やアンケート結果の分析業務などで各委員の評価の見識が異なっていたものとする。</li> <li>・具体的な活用方法については今後の検討となるが、効果的に活用していきたい。</li> </ul>
--	---

**(3) 随意契約方式 (企画競争)**

**⑧学校施設の防災機能強化の推進支援事業 (文教施設企画部)**

- ・本事業は、採択団体 (学校) に防災施設利用計画等をモデル的に作成させるものか。
- ・全ての採択団体 (学校) が同じモデルの施設利用計画等を作成するのか。
- ・企画競争での契約金額は、契約相手方が提示した金額を採用するのか。

**⑨ナノ材料科学環境拠点 (リチウム二次電池の界面におけるイオン移動の解析) (研究振興局)**

- ・契約相手方となっている者が、落選者としても名称があがっているが、これはどういうことか。
- ・予定価格はどのように設定しているのか。

**(4) 随意契約方式 (公募型)**

**⑩日メコン交流年2009記念「森山開次コンテポラリーダンス公演およびワークショップ (文化庁)**

- ・随意契約事前確認公募を実施しているが、本件の場合、当該演奏者の公演が外国から要望されている。もし、他に参加希望者が出た場合、ど

- ・基本的にはそのとおりである。それぞれの学校の状況は異なっており、本事業の事例だけをもって、全ての学校等が該当するものではないが、本事業の成果を事例として全国に周知して参考にしてもらいたいと考えている。
- ・特別支援学校や私立学校など異なる事例を採択している。採択団体 (学校) は少ないが、事業の内容は充実しているものとする。
- ・予算の範囲内で適切な内容であれば、契約相手方が提示した金額を採用することもあり得るが、計画の中で不適切な部分があれば見直しを行っている。
- ・組織として同じ者ではあるが、内部の別の部署がそれぞれ別の研究主体に参画する形となっている。
- ・競争参加者から徴収した参考見積もりを精査して設定した。

- ・複数者の参加が可能な場合は、企画競争を実施し技術審査の結果最も優れた者と契約を締結することとなる。

のような対応をとるのか。

- 随意契約事前確認公募とはよく実施されているものなのか。

(6) 総括

特に問題なく適切に処理されている。

- 例外的なものであり、基本的には企画競争を実施することとしている。

( 以 上 )